

第 号	納 税 者	住 所								
令和 年度		氏 名								
普 通 税	市 町 村 民 税	道 府 県 民 税	千	百	十	万	千	百	十	円
1 市町村民税及び道府県民税決定の明細			税 額							
区 分			課 税 標 準 額	税 率		道 府 県 民 税 市 町 村 民 税 合 計				
均 等 割 (1)				裏 面		円 円 円				
総 所 得 金 額 (2)										
山 林 所 得 金 額 (3)										
退 職 所 得 金 額 (4)										
小 計 (2)+(3)+(4) (5)										
短 期 譲 渡 9 % 適 用 分 (6)										
5 % 適 用 分 (7)										
一 般 の 譲 渡 (8)										
優 良 住 宅 地 等 に 係 る 譲 渡 (9)										
居 住 用 財 産 の 譲 渡 (10)										
一 般 株 式 等 の 譲 渡 (11)										
上 場 株 式 等 の 譲 渡 (12)										
上 場 株 式 等 の 配 当 等 (13)										
先 引 (14)										
肉 用 牛 の 売 却 価 額 (15)				裏 面						
小 計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15) (16)										
調 整 控 除 額 (17)										
(16)-(17) (18)										
配 当 控 除 額 (19)										
(18)-(19) (20)										
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額 (21)										
(20)-(21) (22)										
寄 附 金 税 額 控 除 額 (23)										
(22)-(23) (24)										
外 国 税 額 控 除 額 等 (25)										
(24)-(25) (26)										
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (27)										
計 (26)-(27) (28)										
市 町 村 民 税 及 び 道 府 県 民 税 の 合 計 税 額 (1)+(28) (29)						円				
給 与 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (30)										
公 的 年 金 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (31)										
普 通 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (29)-(30)-(31) (32)										
所 得 割 より 控 除 す る こ と が で き な か っ た 配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (33)										
2 普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限										
期 別	納 付 額	(33) に 係 る 充 当 額	充 当 後 納 付 額	納 期						
第 1 期	円	円	円	令和 年 月 日 から 月 日まで						
第 2 期				令和 年 月 日 から 月 日まで						
第 3 期				令和 年 月 日 から 月 日まで						
第 4 期				令和 年 月 日 から 月 日まで						
納 付 場 所										
3 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月			4 特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号							
徴 収 月	特 別 徴 収 税 額	公 的 年 金 の 種 類								
年 10 月	円	支 払 者 の 名 称								
年 12 月		支 払 者 の 法 人 番 号								
年 2 月										
<p>あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。</p> <p>普通徴収の方法によって徴収する額については、上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における箇年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記4の公的年金からその支払者が徴収します。</p> <p>また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。</p>										
徴 収 月	仮 特 別 徴 収 税 額									
年 4 月	円									
年 6 月										
年 8 月										
<p>なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。</p>										
徴 収 月	仮 特 別 徴 収 税 額									
年 4 月	円									
年 6 月										
年 8 月										
令和 年 月 日	市 町 村 長	氏 名	印							

注意 市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

- 備考 1 この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。
- 2 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税及び道府県民税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期にかかわらず、各納期分を令和 年 月 日までに納めてください。」と記載すること。
- 4 「肉用牛の売却価額(15)」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第6条第2項又は第5項の規定の適用を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額(2)」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。
- 5 「支払者の法人番号」の欄には、公的年金の支払者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第 号	納 税 者	住 所								
令和 年度	氏 名									
普 通 税	市 町 村 民 税	道 府 県 民 税	千	百	十	万	千	百	十	円
1 市町村民税及び道府県民税決定の明細			税 額							
区 分			課 税 標 準 額	税 率		道 府 県 民 税	市 町 村 民 税	合 計		
均 等 割 分			(1)			円	円			
所 得 金			(2)							
山 林 所 得 金			(3)							
退 職 所 得 金			(4)							
小 計			(2)+(3)+(4) (5)							
所 得 金	分 離 課 税 所 得 金 額	短 期 譲 渡	9 % 適 用 分 (6)							
		5 % 適 用 分 (7)								
		一 般 の 譲 渡 (8)								
		長 期 譲 渡	優 良 住 宅 地 等 に 係 る 譲 渡 (9)							
		居 住 用 財 産 の 譲 渡 (10)								
		一 般 株 式 等 の 譲 渡 (11)								
		上 場 株 式 等 の 譲 渡 (12)								
		上 場 株 式 等 の 配 当 等 (13)								
		先 物 取 引 (14)								
		肉 用 牛 の 売 却 価 額 (15)								
		裏 面								
		小 計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15) (16)								
		調 整 控 除 額 (17)								
		配 当 控 除 額 (18)								
(18)-(19) (20)										
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額 (21)										
(20)-(21) (22)										
寄 附 金 税 額 控 除 額 (23)										
(22)-(23) (24)										
外 国 税 額 控 除 額 等 (25)										
(24)-(25) (26)										
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (27)										
計 (26)-(27) (28)										
市 町 村 民 税 及 び 道 府 県 民 税 の 合 計 税 額 (1)+(28) (29)							円			
給 与 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (30)										
公 的 年 金 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (31)										
普 通 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (29)-(30)-(31) (32)										
所 得 割 より 控 除 す る こ と が で き な っ た 配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (33)										
2 普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限										
期 別	納 付 額	(33) に 係 る 充 当 額	充 当 後 納 付 額	納 期						
第 1 期	円	円	円	令和 年 月 日 から 月 日まで						
第 2 期				令和 年 月 日 から 月 日まで						
第 3 期				令和 年 月 日 から 月 日まで						
第 4 期				令和 年 月 日 から 月 日まで						
納 付 場 所										
3 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月			4 特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号							
徴 収 月	特 別 徴 収 税 額	公 的 年 金 の 種 類	支 払 者 の 名 称							
年 1 0 月	円	支 払 者 の 名 称								
年 1 2 月		支 払 者 の 法 人 番 号								
年 2 月										
<p>あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。</p> <p>普通徴収の方法によって徴収する額については、上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記4の公的年金からその支払者が徴収します。</p> <p>また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。</p>										
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額								
年 4 月		円								
年 6 月										
年 8 月										
<p>なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。</p>										
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額								
年 4 月		円								
年 6 月										
年 8 月										
令和 年 月 日	市 町 村 長 氏 名							印		

注意 市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

- 備考
- この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。
 - 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税及び道府県民税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。
 - 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期にかかわらず、各納期分を令和 年 月 日までに納めてください。」と記載すること。
 - 「肉用牛の売却価額(15)」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第6条第2項又は第5項の規定の適用を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額(2)」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。
 - 「支払者の法人番号」の欄には、公的年金の支払者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

市町村民税 納税通知書（分離課税に係る所得割分）
道府県民税

第号	納税者	氏名					殿	
令和	年	住所						
普通税	市町村民税 道府県民税	百	十	万	千	百	十	円
上記の明細								
区分	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額 ①	既に徴収されたまたは徴収されるべき額 ②	不足税額 ①-②				
市町村民税								
道府県民税								
計								
延滞金	<p>地方税法第328条の5第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>							
納期限								
納付場所								
上記のとおり納めて下さい。 令和 年 月 日								
市町村長 氏 名								印

注意 裏面をよくお読み下さい。

- 備考 1 この通知書は、法第328条の13第1項の規定による普通徴収について使用すること。
- 2 市町村は、この納税通知書の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となった法律および条例の規定、分離課税に係る所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置ならびにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記のとおり納めて下さい。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期限にかかわらず、令和 年 月 日までに納めて下さい。」と記載すること。

市町村民税
道府県民税 納税通知書（分離課税に係る所得割分）

第号	納税者	氏名					殿	
令和	年	住所						
普通税	市町村民税 道府県民税	百	十	万	千	百	十	円
上記の明細								
区分	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額 ①	既に徴収されたまたは徴収されるべき額 ②	不足税額 ①-②				
市町村民税								
道府県民税								
計								
延滞金	<p>地方税法第328条の5第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、^閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>							
納期限								
納付場所								
<p>上記のとおり納めて下さい。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p>								

注意 裏面をよくお読み下さい。

- 備考 1 この通知書は、法第328条の13第1項の規定による普通徴収について使用すること。
- 2 市町村は、この納税通知書の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となった法律および条例の規定、分離課税に係る所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置ならびにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記のとおり納めて下さい。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期限にかかわらず、令和 年 月 日までに納めて下さい。」と記載すること。

◎税額の計算方法

総所得金額①＝所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
課税総所得金額③×税率－税額控除前所得割額④＝所得割額⑤
税額控除前所得割額④－税額控除額⑥＝所得割額⑦
所得割額⑦÷均等割額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
(注2) 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を記載しています。
(注3) 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

Table with 2 columns: 税率 (税率) and 市町村民税 (市町村民税). Rows include 均等割 (均等割) and 所得割 (所得割).

◎所得控除

基礎控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

総所得金額①＝所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑦
所得割額⑦÷均等割額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
(注2) 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を記載しています。
(注3) 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

Table with 2 columns: 税率 (税率) and 市町村民税 (市町村民税). Rows include 均等割 (均等割) and 所得割 (所得割).

◎所得控除

基礎控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

総所得金額①＝所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑦
所得割額⑦÷均等割額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
(注2) 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を記載しています。
(注3) 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

Table with 2 columns: 税率 (税率) and 市町村民税 (市町村民税). Rows include 均等割 (均等割) and 所得割 (所得割).

◎所得控除

基礎控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

Table for tax calculation with columns: 社会保険料控除等 (社会保険料控除等), 支払金額 (支払金額), 控除額 (控除額). Rows include 生 (生), 命 (命), 保 (保), 険 (険), 料 (料), 控 (控), 除 (除), 地 (地), 業 (業), 保 (保), 料 (料), 控 (控), 除 (除).

Table for tax calculation with columns: 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 900万円以下 (900万円以下), 900万円超950万円以下 (900万円超950万円以下), 950万円超1,000万円以下 (950万円超1,000万円以下).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 社会保険料控除等 (社会保険料控除等), 支払金額 (支払金額), 控除額 (控除額). Rows include 生 (生), 命 (命), 保 (保), 険 (険), 料 (料), 控 (控), 除 (除), 地 (地), 業 (業), 保 (保), 料 (料), 控 (控), 除 (除).

Table for tax calculation with columns: 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 900万円以下 (900万円以下), 900万円超950万円以下 (900万円超950万円以下), 950万円超1,000万円以下 (950万円超1,000万円以下).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 社会保険料控除等 (社会保険料控除等), 支払金額 (支払金額), 控除額 (控除額). Rows include 生 (生), 命 (命), 保 (保), 険 (険), 料 (料), 控 (控), 除 (除), 地 (地), 業 (業), 保 (保), 料 (料), 控 (控), 除 (除).

Table for tax calculation with columns: 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 900万円以下 (900万円以下), 900万円超950万円以下 (900万円超950万円以下), 950万円超1,000万円以下 (950万円超1,000万円以下).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

備考

- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑨から既に納付額⑩を差し引いた額から控除不足額⑪又は既充当額⑫のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5 変更前控除⑬欄は、税額を変更する前に通知した額を記載すること。
6 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面中「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「市町村民税 3/5」道府県民税「2/5」とあるのは「市町村民税 1/5」道府県民税「1/5」と、「4%」とあるのは「2%」と、「6%」とあるのは「8%」と、「5分の2」とあるのは「5分の3」と、「5分の3」とあるのは「5分の4」とする。

第四号様式（第二条関係）
「別紙七」

第 号	督 促 状						
納税者または特別徴収義務者	氏名または 名 称	殿					
	住所または 所 在 地						
令和 (度) 分	市町村民税	円	第	期 (月) 分	道府県民税	円	
税額または 納 入 金 額	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>						
督促手数料	円						
<p>上記の金額を至急市（町、村）指定金融機関等（会計管理者）に納付（入）して下さい。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名 印</p>							

- 備考
- 1 この督促状は、第4号の2様式による督促以外の督促について使用すること。
 - 2 分離課税に係る所得割の場合には、「令和 年（度）分」の欄は「令和 年分」として記載し、「第 期（月）分」の欄には記載しないこと。
 - 3 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

第 号	督 促 状					
納税者または特別徴収義務者	氏名または 名 称	殿				
	住所または 所 在 地					
令和 年 (度) 分	市町村民税 道府県民税	円 円	第 期 (月) 分			
税額または 納入金額	百	十	万	千	百	十 円
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>					
督促手数料	円					
<p>上記の金額を至急市（町、村）指定金融機関等（会計管理者）に納付（入）して下さい。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村長 氏 名 印</p>						

- 備考
- 1 この督促状は、第4号の2様式による督促以外の督促について使用すること。
 - 2 分離課税に係る所得割の場合には、「令和 年（度）分」の欄は「令和 年分」として記載し、「第 期（月）分」の欄には記載しないこと。
 - 3 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

第 号	督 促 状					
特別徴収義務者	氏名又は 名 称	殿				
	住所又は 所 在 地					
令和 年 分	市町村民税 道府県民税	円 円	第 月 分			
納 入 金 額	百 十 万 千 百 十 円					
		基礎となる税額	課 率	加 算 金 額		
更正(決定) による加算 金額	過少申告加算金額	通常分	円	$\frac{10}{100}$	①	
		5%加重分		$\frac{5}{100}$		
	不申告加算金額	15%適用分		$\frac{15}{100}$	②	
		5%加重分		$\frac{5}{100}$		
		10%加重分		$\frac{10}{100}$		
		5%適用分		$\frac{5}{100}$		
	重 加 算 金 額	35%適用分		$\frac{35}{100}$	④	
		10%加重分		$\frac{10}{100}$		
		40%適用分		$\frac{40}{100}$	⑤	
		10%加重分		$\frac{10}{100}$		
納 入 額 ①+②+③+④+⑤						
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>					
督促手数料	円					
<p>上記の金額が滞納となっていますので至急市(町、村)指定金融機関等(会計管理者)に納入してください。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村村長 氏 名 印</p>						

- 備考
- 1 この督促状は、法第328条の5第1項に規定する特別徴収義務者に対する督促について使用すること。
 - 2 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 3 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「①」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「②」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 6 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑤」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

第 号	督 促 状				
特別徴収義務者	氏名又は 名 称	殿			
	住所又は 所 在 地				
令和 年 分	市町村民税 道府県民税	円	円	第 月 分	
納 入 金 額	百	十	万	千	百 十 円
		基礎となる税額	課 率	加 算 金 額	
更正(決定) による加算 金額	過少申告加算金額	通常分	円	$\frac{10}{100}$	①
		5%加重分		$\frac{5}{100}$	
	不申告加算金額	15%適用分		$\frac{15}{100}$	②
		5%加重分		$\frac{5}{100}$	
		10%加重分		$\frac{10}{100}$	
		5%適用分		$\frac{5}{100}$	
	重 加 算 金 額	35%適用分		$\frac{35}{100}$	④
		10%加重分		$\frac{10}{100}$	
		40%適用分		$\frac{40}{100}$	⑤
		10%加重分		$\frac{10}{100}$	
納 入 額 ①+②+③+④+⑤					
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>				
督促手数料	円				
<p>上記の金額が滞納となっていますので至急市(町、村)指定金融機関等(会計管理者)に納入してください。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村村長 氏 名 印</p>					

- 備考
- 1 この督促状は、法第328条の5第1項に規定する特別徴収義務者に対する督促について使用すること。
 - 2 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 3 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「①」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「②」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 6 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑤」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

第 号	市町村民税 道府県民税 更正（決定）通知書	令和 年 月 分			
特別徴収義務者 氏名又は名称 殿 住所又は所在地					
申告書提出期限	令和 年 月 日	申告書提出年月日 令和 年 月 日			
	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額	市町村民税額 道府県民税額			
更正（決定）による 税額等 ①	円	円			
既に納入の確定した 税額 ②	円	円			
この通知書により納 入すべき税額 ①－②	円	円			
延 滞 金	<p>申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>				
	基礎となる税額	課 率			
更正（決定） による加算 金額	過少申告加算金額	通常分 円	$\frac{10}{100}$	③	円
		5%加重分	$\frac{5}{100}$		
	不申告加算金額	15%適用分	$\frac{15}{100}$	④	
		5%加重分	$\frac{5}{100}$		
		10%加重分	$\frac{10}{100}$		
	重加算金額	5%適用分	$\frac{5}{100}$	⑤	
		35%適用分	$\frac{35}{100}$	⑥	
		10%加重分	$\frac{10}{100}$		
40%適用分		$\frac{40}{100}$	⑦		
10%加重分	$\frac{10}{100}$				
納 入 額 ③＋④＋⑤＋⑥＋⑦					
納 期 限	令和 年 月 日	納入場所			
<p>地方税法第328条の9第 項の規定により、上記のとおり更正（決定）しましたので、納期限までに納めてください。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p>					

- 備考
- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 2 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「③」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 3 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑥」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑦」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

第 号	市町村民税 道府県民税 更正（決定）通知書	令和 年 月 分				
特別徴収義務者 氏名又は名称 殿 住所又は所在地						
申告書提出期限	令和 年 月 日	申告書提出年月日 令和 年 月 日				
	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額	市 町 村 民 税 額 道 府 県 民 税 額				
更正（決定）による 税額等 ①	円	円				
既に納入の確定した 税額 ②	円	円				
この通知書により納 入すべき税額 ①－②	円	円				
延 滞 金	<p>申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、¹⁰⁴閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>					
		基礎となる税額 課 率 加 算 金 額				
更正（決定） による加算 金額	過少申告加算金額	通常分	円	$\frac{10}{100}$	③	円
		5%加重分		$\frac{5}{100}$		
	不申告加算金額	15%適用分		$\frac{15}{100}$	④	円
		5%加重分		$\frac{5}{100}$		
		10%加重分		$\frac{10}{100}$		
	重 加 算 金 額	5%適用分		$\frac{5}{100}$	⑤	円
		35%適用分		$\frac{35}{100}$		
		10%加重分		$\frac{10}{100}$		
納 入 額	40%適用分		$\frac{40}{100}$	⑥	円	
	10%加重分		$\frac{10}{100}$			
納 入 額 ③＋④＋⑤＋⑥＋⑦						
納 期 限	令和 年 月 日	納入場所				
<p>地方税法第328条の9第 項の規定により、上記のとおり更正（決定）しましたので、納期限までに納めてください。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p>						

- 備考
- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 2 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「③」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 3 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑥」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑦」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

送付年月日 通信日付印 確認印 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

受付印 令和 年 月 日 法人番号 事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額

事業税

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の申告書
摘要 課税標準 税率 税額
(1) 所得金額総額 (27)
(2) 年400万円以下の金額 (28)
(3) 年400万円を超え年800万円以下の金額 (29)
(4) 年800万円を超える金額 (30)
(5) 計 (31)
(6) 軽減税率不適用法人の金額 (32)
(7) 付加価値額総額 (33)
(8) 付加価値額 (34)
(9) 資本金等の額総額 (35)
(10) 資本金等の額 (36)
(11) 収入金額総額 (37)
(12) 収入金額 (38)
(13) 合計事業税額 (39)
(14) 平成28年改正法附則第5条の控除額 (40)
(15) 事業税の特定寄附金税額控除額 (41)
(16) 仮装経理に基づく事業税額の控除額 (42)
(17) 差引事業税額 (43)
(18) 既に納付の確定した当期分の事業税額 (44)
(19) 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 (45)
(20) この申告により納付すべき事業税額 (46)
(21) 所得割 (47)
(22) 付加価値割 (48)
(23) 資本割 (49)
(24) 収入割 (50)
(25) 差引 (51)
(26) この申告により納付すべき道府県民税額 (52)

特別法人事業税又は地方法人特別税

摘要 課税標準 税率 税額
(27) 所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (53)
(28) 収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (54)
(29) 合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (55)
(30) 仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 (56)
(31) 差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (57)
(32) 既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (58)
(33) 租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 (59)
(34) この申告により納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (60)
(35) 差引 (61)
(36) この申告により納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (62)

所得金額の計算の内訳
(37) 所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42)) (63)
(38) 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額 (64)
(39) 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 (65)
(40) 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 (66)
(41) 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 (67)
(42) 仮計 (68)
(43) 繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 (69)
(44) 法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(47))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(54)) (70)
(45) 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (71)

道府県民税

署名押印

電話

Header information table including 発信年月日 (Transmission Date), 整理番号 (Order Number), 事務所 (Office), 区分 (Division), 管理番号 (Management Number), and 申告区分 (Reporting Division).

Main header form containing 受付印 (Received Stamp), 令和 (Reiwa) year/month/day, 法人番号 (Corporate Number), 事業種目 (Business Type), 所在地 (Location), 法人名 (Corporate Name), and 代表者氏名印 (Representative Name Seal).

令和 年 月 日 からの令和 年 月 日までの事業年度分又はの連結事業年度分の申告書

Main tax calculation table with columns for 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 税割額 (Tax Reduction). Rows include 所得金額 (Income), 付加価値額 (Value Added), 資本金 (Capital), 収入 (Income), and 特別法人事業税 (Special Corporate Tax).

(道府県民税)

署名押印 (Signature Seal)

(電話)

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		

法人番号	申告基礎	00	38	申告年月日
				年 月 日

12 B	期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	86
------	---------------------------------------	----

87	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
88	期末現在の資本金等の額

12 B	子備	56
85	使途秘匿金税額等	

事業年度又は連結事業年度

44

49

50

55

12 B	27		
	28		000
	29		000
	30		000
	31		000
	32		000
	33		
	34		000
	35		
	36		000
	37		
	38		000

12 B	75		00
	76		00
	77		00
	78		00
	79		00

80		00
----	--	----

81		00
----	--	----

82		00
----	--	----

39		00
----	--	----

40		00
----	--	----

42		
----	--	--

44		00
----	--	----

46		00
----	--	----

48		00
----	--	----

50		00
----	--	----

52		
----	--	--

83		00
----	--	----

84		00
----	--	----

55		00
----	--	----

57		00
----	--	----

59		
----	--	--

61		
----	--	--

63		
----	--	--

64		
----	--	--

65		
----	--	--

66		
----	--	--

67		
----	--	--

68		
----	--	--

69		
----	--	--

70		
----	--	--

71		
----	--	--

41		
43		00
45		
47		00
49		00
51		

53		00
54		00

56		
58		00
60		00
62		

12 B	89	分割基準	分割原数
住民税	総数	90	
	本県分	91	
	東京都 市町村分	92	
1	総数	93	
	本県分	94	
	総数	95	
2	本県分	96	
	総数	97	
3	本県分	98	

73	法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額収入金額課税された事業に係る所得金額又は個別所得金額
74	

売上高	総数	99
	軌道又 は鉄道	100

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		

25	法人番号	37

申告基礎	00					38	申告年月日	43
							年 月 日	

12	B	期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	85
----	---	---------------------------------------	----

86	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
87	期末現在の資本金等の額

事業年度又は連結事業年度

44		49		50		55	
----	--	----	--	----	--	----	--

12	B	27			
		28			000
		29			000
		30			000
		31			000
		32			000
		33			
		34			000
		35			
		36			000
		37			
		38			000

12	B	74			00
		75			00
		76			00
		77			00
		78			00

79				00
----	--	--	--	----

80				00
----	--	--	--	----

81				00
----	--	--	--	----

39				00
----	--	--	--	----

41				
----	--	--	--	--

43				00
----	--	--	--	----

45				00
----	--	--	--	----

47				00
----	--	--	--	----

49				00
----	--	--	--	----

51				
----	--	--	--	--

82				00
----	--	--	--	----

83				00
----	--	--	--	----

54				00
----	--	--	--	----

56				00
----	--	--	--	----

58				
----	--	--	--	--

60				
----	--	--	--	--

62				
----	--	--	--	--

63				
----	--	--	--	--

64				
----	--	--	--	--

65				
----	--	--	--	--

66				
----	--	--	--	--

67				
----	--	--	--	--

68				
----	--	--	--	--

69				
----	--	--	--	--

70				
----	--	--	--	--

36	予備	84			
		01			
		02			
		03			
		04			
		05			000
		06			000
		07			
		08			
		09			
		10			
		11			
		12			00
		13			00
		14			
		15			00
		16			
		17			00
		18			00
		19			00
		20			00
		21			
		22			
		23			000
		24			
		25			000
		26			
		71			

72	法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額
73	収入金額課税された事業に係る所得金額又は個別所得金額

12	B	88	益割	益割
住民税	総数	89		
	本県分	90		
1	東京都	91		
	市町村分	92		
2	総数	93		
	本県分	94		
3	総数	95		
	本県分	96		
事業税	総数	97		
	本県分	98		

売上高	総数	98		
軌道又は鉄道	99			

Header information table including 発信年月日 (Transmission Date), 整理番号 (Order Number), 事務所 (Office), 区分 (Division), 管理番号 (Management Number), and 申告区分 (Reporting Division).

Main header form containing 受付印 (Received Stamp), 令和 (Reiwa) year/month/day, 法人番号 (Corporate Number), 事業種目 (Business Type), 所在地 (Location), 法人名 (Corporate Name), and 代表者氏名印 (Authorized Representative Seal).

令和 年 月 日 から令和 年 月 日までの事業年度分又はの道府県民税の申告書

Main calculation table with columns for 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 税額 (Tax Amount). It includes sections for 第一号に掲げる事業 (Business under Article 72-1), 第三号に掲げる事業 (Business under Article 72-3), and 特別法人事業税 (Special Corporate Business Tax).

署名押印 (Signature and Seal) and 関与税理士 (Tax Agent) information on the right side of the form.

住 民 税	総数	100								
	本県分	101								
	東京都 市町村分	102								
事 業 税	総数	103								
	本県分	104								
	東京都 市町村分	105								
	総数	106								
	本県分	107								
	東京都 市町村分	108								

法人番号

申告基礎 00

1 整理番号 事務所 区分 管理番号 申告区分

38 申告年月日

年 月 日

12 B

期末現在の資本金の額
又は出資金の額
(解散日現在の資本金の額
又は出資金の額)

96

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

97

期末現在の
資本金等の額

98

事業年度又は
連結事業年度

44

49

50

55

12 B

使途秘匿金
税額等

95

12 B

27				
28				000
29				000
30				000
31				000
32				000
33				
34				000
35				
36				000
37				
38				000
39				
40				000
41				
42				000
43				
44				000
45				
46				000

12 B

80				00
81				00
82				00
83				00
84				00

85

00

86

00

87

00

88

00

89

00

90

00

91

00

47

00

49

00

51

00

53

00

55

00

57

00

59

00

61

00

63

48

50

00

52

54

00

56

00

58

00

60

00

62

00

64

00

65

00

66

00

92

00

93

00

94

00

96

00

97

00

36 予備

01				
02				
03				
04				
05				000
06				000
07				
08				
09				
10				
11				
12				00
13				00
14				
15				00
16				
17				00
18				00
19				00
20				00
21				
22				
23				000
24				
25				000
26				
75				
76				
77				

法人税の繰戻しがある
場合の繰越欠損金額又は
繰越個別欠損金額
収入金額課税された
事業に係る所得金額
又は個別所得金額

78

79

売上高

総数 109

軌道又は
は 鉄道 110

74

第六号様式(その2) (入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第二条・第五条・第十条の二関係)

第6号様式（その2）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 9 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。
- 10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額（用途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。
- 11 道府県民税の「⑳のうち見込納付額㉑」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）

- ）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 12 事業税の「所得金額総額㉗」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉞」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉙」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉞」の欄の金額を記載すること。
- 13 事業税の「付加価値額総額㉛」又は「資本金等の額総額㉝」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉑」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉑」又は「資本金等の額総額㉔」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉑」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。
- 14 事業税の「㉛のうち見込納付額㉚」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 15 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額㉜」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉑」又は「軽減税率不適用法人の金額㉚」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉑」又は「軽減税率不適用法人の金額㉚」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 16 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉜」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉞」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉞」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 17 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉜」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉞」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉞」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 18 特別法人事業税の「㉚のうち見込納付額㉚」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 19 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉞」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 20 還付請求の「中間納付額㉟」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 21 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

- 22 法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 23 法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

所得金額に関する計算書

所得金額の計算				非課税所得の区分計算					
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業における事務所又は事業所の期末の従業者数	③⑤	人
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②						期末の総従業者数	③⑥	
損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③						外国から生ずる事業所得 (16+10)×③⑤/③⑥	③⑦	円
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	③⑧	
損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤						生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	③⑨	
益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑥						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	④①	
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦						鉱物の掘採事業の所得 ③⑧×④①/③⑨	④②	
小計	⑧								
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑨								
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑩								
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑪								
特定目的会社又は投資法人の支払相当の損金算入額	⑫								
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑬								
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭								
小計	⑮								
仮計	⑯								
外国の事業に帰属する所得	⑰								
再仮計	⑱								
林業に係る所得	⑲								
鉱物の掘採事業に係る所得	⑳								
社会保険等に係る医療の所得	㉑								
農事組合法人の農業に係る所得	㉒								
小計	㉓								
所得金額差引計	㉔								
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉕								
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉖								
所得金額再差引計	㉗								
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉘								
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉙								
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉚								
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉛								
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉜								
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉝								
合計	㉞								

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) [別紙十八]

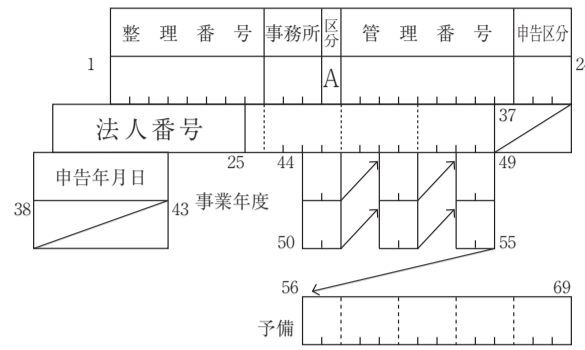
備考

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和	年	月	日から
	事業年度	令和	年	月	日まで

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②						外国人
損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③						期末の総従業員数
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④						外国から生ずる事業所得 (16+10)×37/38
損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得
益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑥						生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額
小計	⑧						鉱物の掘採事業の所得 40×42/41
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑨						備考
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑩						
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑪						
特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑫						
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑬						
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭						
小計	⑮						
仮計	⑯						
外国の事業に帰属する所得	⑰						
再仮計	⑱						
林業に係る所得	⑲						
鉱物の掘採事業に係る所得	⑳						
社会保険等に係る医療の所得	㉑						
農事組合法人の農業に係る所得	㉒						
小計	㉓						
所得金額差引計	㉔						
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉕						
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉖						
所得金額再差引計	㉗						
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉘						
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉙						
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉚						
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉛						
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉜						
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉝						
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額	㉞						
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額	㉟						
合計	㊱						

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) [別紙十九]



第六号様式別表五（入力用）

（用紙日本産業規格A4・セピア色）

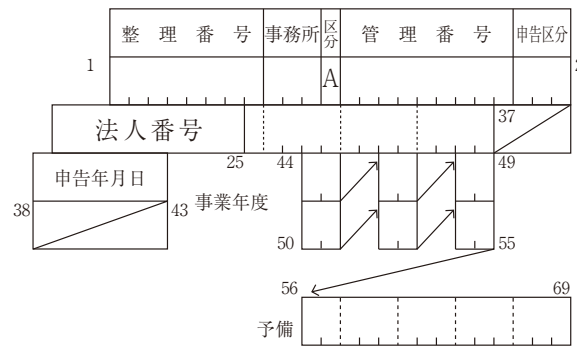
（第五条関係）

〔別紙二十〕

12

B

01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				



第六号様式別表五（入力用）
 （用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）〔別紙二十一〕

12
B

01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				

法人名	法人番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	事業年度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3②又は別表5の2の3②、 別表5の2の3③若しくは別表5の2の3④	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑫、別表5の2の3③若しくは 別表5の2の3④又は別表5の2の4⑩	⑮		
	単年度損益 第6号様式⑥又は別表5⑭	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯		
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{①}{④}$	⑦	%	$\left[\frac{⑰ \text{のうち} 1,000 \text{億円を超え} 5,000 \text{億円以下の金額}}{5,000 \text{億円以下の金額}} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇用額の安定計算 $\frac{④ \times 70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\frac{⑰ \text{のうち} 5,000 \text{億円を超え} 1 \text{兆円以下の金額}}{1 \text{兆円以下の金額}} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		課税標準となる資本金等の額 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の2⑰	⑩						
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪						

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ①	当期中の減少額 ②	当期中の増加額 ③	差引期末現在の金額 ④ (①-②+③)
資本金の額 又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減があった場合の理由等				

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

「別紙二十二」

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
	事業年度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 別表5の2の3㉔若しくは別表5の2の3㉕	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2㉔又は別表5の4㉕	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉕又は別表5の5㉖	③		$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3㉔、別表5の2の3㉕若しくは 別表5の2の3㉖又は別表5の2の4㉗	⑮		
単年度損益 第6号様式㉘又は別表5㉙	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦		$\frac{①}{④} \times 100$	⑱			%
雇用額の 安定計 控除額 ④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	⑱のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額 $\times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の2㉚	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑			人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒			人
			計 ⑳+㉒	㉓			
			課税標準となる資本金等の額 ㉓又は㉓ \times ㉑/㉒若しくは㉓ \times ㉒/㉓	㉔	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉖	当期中の増加額 ㉗	差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)
	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減があった場合の理由等				

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) [別紙二十三]

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
			A			
法人番号						37
申告年月日	25	44				49
38	事業年度				50	55
予備						56
						69

第六号様式別表五の二（入力用）

（用紙日本産業規格A4・ローズ色）

（第五条関係）

〔別紙二十五〕

12 B

01							
02							
03							
04							
05							
06							
07							
08							
09							
10							
11							

12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

12 B

期首現在の金額		当期中の減少額		当期中の増加額		差引期末現在の金額	
13	15	28	29	42	43	56	57
25							
26							
27							

		※ 処理 事項	整理 番号	事務所	区分	管理 番号	申告区分
法人名	法人番号						
	事業 年度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	から まで	

付加価値額に関する計算書

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額 別表5の3⑫	①	兆: 十億: 百万: 千: 円	単年度損益 別表5⑯	④	兆: 十億: 百万: 千: 円
純支払利子 別表5の4⑬	②		付加価値額 ①+②+③+④	⑤	
純支払賃借料 別表5の5⑭	③				

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆: 十億: 百万: 千: 円	外国の事業に帰属する付加価値額 ⑥+⑦+⑧+⑨	⑩	兆: 十億: 百万: 千: 円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦		外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業者数あん分	
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧		外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑪	人
外国の事業に帰属する単年度損益 別表5⑰	⑨		期末の総従業者数	⑫	

3. 非課税事業に係る報酬給与等額の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆: 十億: 百万: 千: 円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与等	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	⑮	円
	純支払利子	⑭			鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払利子	⑯	
	純支払賃借料	⑮			鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払賃借料	⑰	
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑰		生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	⑱		
	純支払利子	⑱		鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	⑲		
	純支払賃借料	⑲		鉱物の掘採事業に係る報酬給与額 $\frac{⑮ \times ⑲}{⑱}$	⑳		
農事組合法人行う農	報酬給与額	⑲		鉱物の掘採事業に係る純支払利子 $\frac{⑯ \times ⑲}{⑲}$	㉑		
	純支払利子	⑲		鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料 $\frac{⑰ \times ⑲}{⑲}$	㉒		
	純支払賃借料	⑲					
非課税事業計	報酬給与額 ⑬+⑰+⑲	㉒					
	純支払利子 ⑭+⑱+⑲	㉓					
	純支払賃借料 ⑮+⑲+⑲	㉔					

4. 報酬給与等額の計算

報酬給与額 ①-⑥-⑲	㉓	兆: 十億: 百万: 千: 円	純支払賃借料 ③-⑧-㉔	㉕	兆: 十億: 百万: 千: 円
純支払利子 ②-⑦-⑲	㉔				

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

付加価値額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額	別表5の3①	①	兆	十億	百万	千	円	単年度損益	別表5④	④	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	別表5の4②	②						付加価値額	①+②+③+④	⑤					
純支払賃借料	別表5の5③	③													

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する付加価値額	⑥+⑦+⑧+⑨	⑩	兆	十億	百万	千	円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦						外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業者数按分						
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧						外国における事務所又は事業所の期末の従業者数		⑪					人
外国の事業に帰属する単年度損益	別表5⑦	⑨					期末の総従業者数		⑫					

3. 非課税事業に係る報酬給与等額の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与等	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	⑮					円
	純支払利子	⑭							鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払利子	⑯					
	純支払賃借料	⑰							鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払賃借料	⑰					
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑰							生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	⑳					
	純支払利子	⑱							鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㉑					
	純支払賃借料	㉒							鉱物の掘採事業に係る報酬給与額	㉓					
鑛組法人の行業	報酬給与額	⑲							鉱物の掘採事業に係る純支払利子	㉔					
	純支払利子	⑳							鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料	㉕					
	純支払賃借料	㉑													
非課税事業計	報酬給与額	⑬+⑰+⑲													
	純支払利子	⑭+⑱+⑳													
	純支払賃借料	⑰+㉒+㉑													

4. 報酬給与等額の計算

報酬給与額	①-⑥-⑳	③③	兆	十億	百万	千	円	純支払賃借料	③-⑧-㉑	③⑤	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	②-⑦-㉒	③④													

第六号様式別表五の二の二(提出用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)

(第五条関係)

「別紙二十七」

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事 年	業 度	令 和	年	月	日から 日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑮若しくは⑯	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人									
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑮-同表⑯)/同表⑮	⑬	%
差引	⑦						非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (②×別表5の2の2⑰/同表⑱) 又は(②×別表5の2の2⑲/同表⑳)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭	人
再差引	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩						(この欄は斜線を入れてください)		
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係												
資本金等の額 別表5の2下表3⑭	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑭	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮						法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2	⑮					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑯						法附則第9条第4項から第7項 及び平成28年改正法附則第5条第11項関係						
仮計 ⑬+⑮-⑯	⑰						月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑰-⑱)	⑲	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑱						課税標準の特例に係る控除割合	⑳					
資本準備金の額	㉑						未収金の帳簿価額	㉒				円	
仮計 ⑱+㉑	㉓						総資産価額	㉔					
⑰と㉓のいずれか大きい額	㉕						平成28年改正法附則第5条第11項に係る額	㉖	兆	十億	百万	千	円
							課税標準の特例に係る控除額 (㉕×㉖)、(㉕×㉗/㉘)又は㉙	㉚					

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉓						期末の総従業員数	㉒	
差引	㉔						非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉑/㉒	㉕						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉖	人
控除額計 ㉓+㉕	㉗						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉘	

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日 日
	事業年度	令和	年	月	日から 日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓若しくは㉔	① 兆 十億 百万 千 円
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③
期末の総従業員数	④
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤ 兆 十億 百万 千 円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥
差引	⑦ ⑤-⑥
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧
再差引	⑨ ⑦-⑧
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩
課税標準の特例に係る控除額	⑪ ㉑
控除額計	⑫ ⑥+⑧+⑩+⑪
	特定内国法人
	特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤
	⑬ %
	非課税事業を併せて行う法人
	国内における非課税事業に係る期末の従業員数
	⑭
	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数
	⑮

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

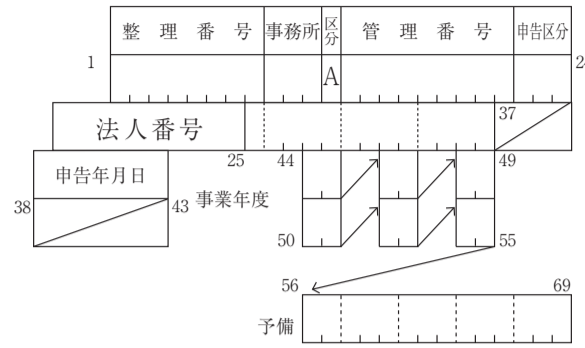
法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬ 兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭ 別表5の2下表1㉒
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮ 法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2
仮計	⑯ ⑬+⑭-⑮
資本金の額 別表5の2下表1㉒	⑰ 法附則第9条第4項から第7項関係
資本準備金の額	⑱ 月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑰-⑱)
仮計	⑲ ⑱
⑲と⑳のいずれか大きい額	⑳ 課税標準の特例に係る控除割合
	㉑ 未収金の帳簿価額
	㉒ 総資産価額
	㉓ 課税標準の特例に係る控除額 (㉑×㉒)又は(㉑×㉓/㉔)

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳ 兆 十億 百万 千 円
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉑
差引	㉒ ⑳-㉑
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉓/㉔	㉓
控除額計	㉔ ㉒+㉓
	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数
	㉕
	期末の総従業員数
	㉖
	非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人
	国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数
	㉗
	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数
	㉘

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

[別紙二十九]



第六号様式別表五の二三（入力用）
 （用紙日本産業規格A4・ローズ色）
 （第五条関係）
 「別紙三十」

12 **B**

01					
02					

05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					

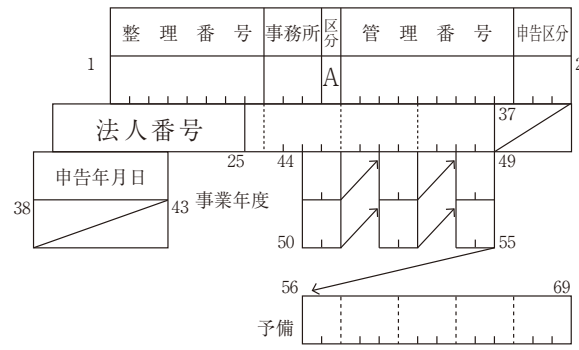
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

24					
25					

26					
----	--	--	--	--	--

30					
31					

32					
33					
34					
35					
36					



第六号様式別表五の二の三（入力用）
 （用紙日本産業規格A4・ローズ色）
 （第五条関係）
 「別紙三十二」

12
B

01					
02					

05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					

16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

24					
25					

26					
----	--	--	--	--	--

30					
----	--	--	--	--	--

31					
32					
33					
34					
35					

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和	年	月	日から
	事業年度	令和	年	月	日まで

報酬給与額に関する明細書

役員又は使用人に対する給与					
事務所又は事業所		期末者の数	給与の額	備考	
名称	所在地				
		人	円		
小計		①			
加算又は減算		②			
計 (①+②)		③	兆	十億	百万
役員又は使用人のために支出する掛金等					
退職金共済制度に基づく掛金	1	円	適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額	11	円
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料	2	円	適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額	12	円
企業型年金規約に基づく事業主掛金	3	円	適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額	13	円
個人型年金規約に基づく掛金	4	円	適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額	14	円
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等	5	円	適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額	15	円
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等	6	円	適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額	16	円
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 8-9	7	円	適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額	17	円
事業主として負担する掛金及び負担金の総額	8	円	小計 11+12+13+14+15+16+17	⑤	兆
代行相当部分	9	円			
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料	10	円			
小計 1+2+3+4+5+6+7+10	④	兆	計 (④-⑤)	⑥	兆
労働者派遣等に係る金額の計算					
労働者派遣等を受けた法人			労働者派遣等をした法人		
派遣元に支払う金額の合計 別表5の3の2①	⑦	兆	派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3の2②	⑨	兆
$⑦ \times \frac{75}{100}$	⑧	兆	派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2③	⑩	兆
			$⑨ - \left[⑩ \times \frac{75}{100} \right]$	⑪	兆
報酬給与額の計算 (③+⑥+⑧+⑪)	⑫	兆			兆

第六号様式別表五の三(提出用)
(用紙日本産業規格A4・ローズ色)
(第五条関係) [別紙三十三]

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分			
	法人番号								
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで

報酬給与額に関する明細書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

役員又は使用人に対する給与				
事務所又は事業所		期末 従業者 の数 人	給与の額 円	備考
名称	所在地			
小計		①		
加算又は減算		②		
計 (①+②)		③	兆 十億 百万 千 円	

役員又は使用人のために支出する掛金等					
退職金共済制度に基づく掛金	1	円	適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額	11	円
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料	2	円	適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額	12	円
企業型年金規約に基づく事業主掛金	3	円	適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額	13	円
個人型年金規約に基づく掛金	4	円	適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額	14	円
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等	5	円	適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額	15	円
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等	6	円	適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額	16	円
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金	7	円	適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額	17	円
事業主として負担する掛金及び負担金の総額	8	円	小計 11+12+13+14+15+16+17	⑤	兆 十億 百万 千 円
代行相当部分	9	円			
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料	10	円			
小計 1+2+3+4+5+6+7+10	④	兆 十億 百万 千 円	計 (④-⑤)	⑥	兆 十億 百万 千 円

労働者派遣等に係る金額の計算					
労働者派遣等を受けた法人		労働者派遣等をした法人			
派遣元に支払う金額の合計 別表5の3の2①	⑦	兆 十億 百万 千 円	派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3の2②	⑨	兆 十億 百万 千 円
$⑦ \times \frac{75}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2③	⑩	兆 十億 百万 千 円
			$⑨ - \left[⑩ \times \frac{75}{100} \right]$	⑪	兆 十億 百万 千 円
報酬給与額の計算 (③+⑥+⑧+⑪)	⑫	兆 十億 百万 千 円			

労働者派遣等に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の三の二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙三十四〕

労働者派遣等を受けた法人				
派遣をした者（派遣元）		派遣元に支払う金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備 考
氏名又は名称	住所又は所在地			
計		①		

労働者派遣等をした法人					
派遣を受けた者（派遣先）		派遣労働者等に支払う 報酬給与額 円	派遣先から 支払を受ける金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備 考
氏名又は名称	住所又は所在地				
計		②	③		

労働者派遣等に関する明細書
 (法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の三の二 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙三十五]

労働者派遣等を受けた法人				
派遣をした者 (派遣元)		派遣元に支払う金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備考
氏名又は名称	住所又は所在地			
計		①		

労働者派遣等をした法人					
派遣を受けた者 (派遣先)		派遣労働者等に支払う 報酬給与額 円	派遣先から 支払を受ける金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備考
氏名又は名称	住所又は所在地				
計		②	③		

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
事年	業度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

法人名

純支払利子に関する明細書

支 払 利 子					
区 分	借 入 先		期中の支払利子額	借入金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆	十億	百万
			千	円	①
受 取 利 子					
区 分	貸 付 先		期中の受取利子額	貸付金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆	十億	百万
			千	円	②
純支払利子の計算 (①-②)			兆	十億	百万
			千	円	③

第六号様式別表五の四 (提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) (別紙三十六)

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事年	業度	令和 令和	年	月	日から 日まで

法人名	
-----	--

純支払利子に関する明細書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

支 払 利 子					
区 分	借 入 先		期中の支払利子額	借入金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆 十億 百万 千 円		

受 取 利 子					
区 分	貸 付 先		期中の受取利子額	貸付金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆 十億 百万 千 円		

純支払利子の計算 (①-②)	兆 十億 百万 千 円
----------------	-------------

第六号様式別表五の四(提出用)
(用紙日本産業規格A4・ローズ色)
(第五条関係)
[別紙三十七]

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号				
	事年	業度	令和 令和	年 年	月 月

第六号様式別表五の五（提出用）
（用紙日本産業規格A4・ローズ色）
（第五条関係）
〔別紙三十八〕

純支払賃借料に関する明細書

支 払 賃 借 料				
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称 所在地	貸主の氏名又は名称 住所又は所在地	契 約 期 間	期中の支払賃借料	備 考
		. .	円	
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
計			兆 十億 百万 千 円	①

受 取 賃 借 料				
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称 所在地	借主の氏名又は名称 住所又は所在地	契 約 期 間	期中の受取賃借料	備 考
		. .	円	
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
計			兆 十億 百万 千 円	②

純支払賃借料の計算 (①-②)	③	兆 十億 百万 千 円
-----------------	---	-------------

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
事年	業度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

法人名					
-----	--	--	--	--	--

純支払賃借料に関する明細書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

支払賃借料				
土地の用途又は家屋の用途若しくは名称 所在地	貸主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の支払賃借料	備考
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

受取賃借料				
土地の用途又は家屋の用途若しくは名称 所在地	借主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の受取賃借料	備考
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

純支払賃借料の計算 (①-②)	兆 十億 百万 千 円
-----------------	-------------

第六号様式別表五の五(提出用)
(用紙日本産業規格A4・ローズ色)
(第五条関係)
[別紙三十九]

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合
の付加価値額の控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の六の二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙四十〕

1. 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額の計算

雇用者給与等支給額	①	円	控除対象額 $\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{①}-\text{②}}$ (マイナスの場合は0)	③	円
比較雇用者給与等支給額 ⑦	②				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額		適用年度の月数 $\frac{\text{④の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}{\text{④の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	比較雇用者給与等支給額 $\text{⑤} \times \text{⑥}$	
④	⑤	円	⑥	⑦	円
・ ・					
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
計算対象額の別	当該法人の額		各連結法人の合計額		
継続雇用者給与等支給額又は 継続雇用者給与等支給額の合計額	⑧	円	継続雇用者給与等支給増加額 $\frac{\text{⑧}-\text{⑨}}{\text{⑧}-\text{⑨}}$ (マイナスの場合は0)	⑩	円
継続雇用者比較給与等支給額又は 継続雇用者比較給与等支給額の合計額	⑨		継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{\text{⑩}}{\text{⑨}}$ (⑨=0の場合は0)	⑪	
国内設備投資に係る計算					
計算対象額の別	当該法人の額		各連結法人の合計額		
国内設備投資額又は 国内設備投資額の合計額	⑫	円	当期償却費総額又は当期償却費総額の 合計額の90%相当額 $\text{⑬} \times \frac{90}{100}$	⑭	円
当期償却費総額又は 当期償却費総額の合計額	⑬				

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	⑮	円	⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額	⑱	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の 合計 別表5の3⑬	⑰		控除対象額 $\frac{\text{⑮} \times \text{⑰}}{\text{⑮} + \text{⑱}}$	⑲	
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3⑭	⑰				
非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額	⑳	円	国内における所得等課税事業に 係る期末の従業者数	㉒	人
控除対象額 $\frac{\text{⑳} \times \text{㉒}}{\text{㉑}}$ 、 $\frac{\text{㉓} \times \text{㉒}}{\text{㉑}}$ 又は $\frac{\text{㉔} \times \text{㉒}}{\text{㉑}}$	㉑		国内における事務所又は事業所の 期末の従業者数	㉓	

3. 付加価値額から控除する額の計算

収益配分額 別表5の2⑳	㉔	円	雇用安定控除調整率 $\frac{\text{㉔}-\text{㉕}}{\text{㉔}}$	㉖	円
雇用安定控除額 別表5の2㉑	㉕		付加価値額からの控除額 $\text{㉓} \times \text{㉖}$ 、 $\text{㉑} \times \text{㉖}$ 又は $\text{㉑} \times \text{㉖}$	㉗	円

給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合の付加価値額の控除に関する明細書
(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表五の六の二(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)「別紙四十二」

1. 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額の計算

雇用者給与等支給額	①	円	控除対象額	③	円
比較雇用者給与等支給額	②		(①-②) (マイナスの場合は0)		
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数	比較雇用者給与等支給額		
④	⑤	④の前事業年度又は前連結事業年度の月数	⑤×⑥		
・	・	円	円		
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者給与等支給額の合計額	⑧	円	継続雇用者給与等支給増加額	⑩	円
			(⑧-⑨) (マイナスの場合は0)		
継続雇用者比較給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額の合計額	⑨		継続雇用者給与等支給増加割合	⑪	
			(⑩/⑨) (⑨=0の場合は0)		
国内設備投資に係る計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
国内設備投資額又は国内設備投資額の合計額	⑫	円	当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額の95%相当額	⑭	円
			⑬× $\frac{95}{100}$		
当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額	⑬				

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額	⑮	円	⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額	⑱	円
別表5の3⑫					
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計	⑰		控除対象額	⑲	
別表5の3⑨			③×⑮/(⑮+⑱)		
派遣先から支払を受ける金額の合計	⑲				
別表5の3⑩					
非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額又は①×⑳/㉕	㉑	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉓	人
①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉒/㉕	㉒		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉔	
控除対象額 ③×㉑/①、⑲×㉑/①、③×㉒/①又は⑲×㉒/①	㉔		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉕	

3. 付加価値額から控除する額の計算

収益配分額	⑳	円	雇用安定控除調整率	㉘	円
別表5の2④			(㉖-㉗)/㉖		
雇用安定控除額	㉗		付加価値額からの控除額	㉙	円
別表5の2⑨			③×㉘、⑲×㉘又は㉔×㉘		

収入金額に関する計算書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙四十二]

法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤
	法附則第9条第18項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧
	法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨	⑩

収入金額に関する計算書
 (法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名	
----------	--------	--------	-----	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙四十三]

法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤
	法附則第9条第19項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧
	法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨	⑩

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

控除前所得金額 第6号様式⑧-(別表10⑨又 は⑫)		①	円 所得金額控除限度額 ①× $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年 度前の④の合計額)のうち少ない金額</small>	翌期繰越額⑤ <small>(③-④)又は別表11⑬</small>	
・ ・	欠損金額等・災害損失金	円	円		
・ ・	欠損金額等・災害損失金				円
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
計					
当 期 分	欠損金額等・災害損失金				
	同上のうち 災害損失金				円
	青色欠損金				
合計					
災害により生じた損失の額の計算					
災害の種類		災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日	・ ・		
当期の欠損金額⑥	円	差引災害により生じ た損失の額(⑦-⑧)⑨			円
災害により生じた損 失の額⑦		繰越控除の対象とな る損失の額(⑥と⑨)⑩ のうち少ない金額			
保険金又は損害賠償 金等の額⑧					

第六号様式別表九(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)〔別紙四十四〕

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙四十五〕

控除前所得金額 第6号様式⑦-（別表10⑨又は⑪）		①	円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{50又は100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		当期控除額④ <small>（当該事業年度の③と②-当該事業年度前の③の合計額のうち少ない金額）</small>	翌期繰越額⑤ <small>（③-④）又は別表11⑰</small>	
・ ・	欠損金額等・災害損失金		円		円	
・ ・	欠損金額等・災害損失金					円
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
計						
当 期 分	欠損金額等・災害損失金					
	同上のうち 災害損失金					円
	青色欠損金					
合計						
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類				災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日		・ ・
当期の欠損金額⑥			円	差引災害により生じた 損失の額(⑦-⑧)⑨		円
災害により生じた損失の額⑦				繰越控除の対象となる 損失の額(⑥と⑨)⑩ のうち少ない金額		
保険金又は損害賠償 金等の額⑧						

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)〔別紙四十六〕

更生欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		当期控除額(⑦と⑧のうち少ない金額)	⑨	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		欠損金額等(②⑤の計)	⑩	
	資産の評価益の総額	④		差引欠損金額等(⑧-⑩)	⑪	
	資産の評価損の総額	⑤		欠損金額等からしないものとする金額(⑨-⑪)(マイナスの場合は0)	⑫	
	純評価益の額(④-⑤)(マイナスの場合は0)	⑥				
	計(①+②+③+⑥)	⑦				
民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑬	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑲	円
	私財提供を受けた金銭の額	⑭		⑲の金額を控除する前の所得	⑳	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑮		当期控除額(⑱、⑲と⑳のうち少ない金額)	㉑	
	資産の評価益の総額	⑯		欠損金額等(⑲の計)	㉒	
	資産の評価損の総額	⑰		差引欠損金額等(⑲-㉒)	㉓	
	計(⑬+⑭+⑮+⑯-⑰)	⑱		欠損金額等からしないものとする金額(㉑-㉓)(マイナスの場合は0)	㉔	
控除未済欠損金額等の調整						
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からしないものとする金額(当該発生事業年度の㉕と(⑫又は⑭)-当該発生事業年度前の㉖の合計額)のうち少ない金額		差引控除未済欠損金額等(㉕-㉖)		
・	⑳	㉕	㉖	㉗		
・		円	円	円		
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙四十七〕

更生欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		当期控除額（⑦と⑧のうち少ない金額）	⑨	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		欠損金額等（②⑤の計）	⑩	
	資産の評価益の総額	④		差引欠損金額等（⑧－⑩）	⑪	
	資産の評価損の総額	⑤		欠損金額等からしないものとする金額（⑨－⑪）（マイナスの場合は0）	⑫	
	純評価益の額（④－⑤） （マイナスの場合は0）	⑥				
計（①＋②＋③＋⑥）	⑦					

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑬	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑲	円
	私財提供を受けた金銭の額	⑭		⑲の金額を控除する前の所得	⑳	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑮		当期控除額（⑬、⑲と⑳のうち少ない金額）	㉑	
	資産の評価益の総額	⑯		欠損金額等（⑮の計）	㉒	
	資産の評価損の総額	⑰		差引欠損金額等（⑲－㉒）	㉓	
	計（⑬＋⑭＋⑮＋⑯－⑰）	⑱		欠損金額等からしないものとする金額（㉑－㉓）（マイナスの場合は0）	㉔	

控除未済欠損金額等の調整			
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からしないものとする金額 （当該発生事業年度の㉕と（⑫又は㉔）－当該発生事業年度前の㉖の合計額）のうち少ない金額	差引控除未済欠損金額等（㉕－㉖）
	②⑤	②⑥	②⑦
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等
及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)－⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④			④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額 (別表9④の計)	⑦		[別紙四十八]			
	差引欠損金額等 (⑤－⑥－⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③－④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭－当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮－⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

第六号様式別表十一 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散
 の場合の欠損金額等の控除明細書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙四十九〕

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑦又は別表5②)-⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		所得金額	⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑦又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計(①+②+③)	④		当期控除額	④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額(別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等(⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業 年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

第六号様式別表十二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙五十〕

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等						
事業年度	欠損金額等の 区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤〕 ①	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：〕		被合併法人等の未処理欠損金額等 〔最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤〕 ②	調整後の控除未済欠損金額等 ①+② ③
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分		
・	欠損金額等・災害損失金	円	・	欠損金額等・災害損失金	円	円
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金		
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金		
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金		
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金		
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金		
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金		
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金		
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金		
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金		
計			計			

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細						
適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・	
対象法人の別	被合併法人等（名称：）		当該法人		支配関係発生日	
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合		共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合		
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕 ④	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕 ⑤	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 〔(8)-(12)又は別表13の(7)〕 ⑥	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度にあつては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては⑤と⑥のうち少ない金額〕 ⑦	
・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
計						

支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の支配関係 事業年度以後の 事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等〕 ⑧	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 ⑨	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 ⑩	特定資産譲渡等損失額 ⑨-⑩ ⑪	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑧と⑪のうち少ない金額〕 ⑫
・	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
計					

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
 控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

（法第72条の2第1項
 第1号に掲げる事業
 第3号）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等					
事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤〕	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：〕		調整後の控除未済欠損金額等 ①+②
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分 被合併法人等の未処理欠損金額等 〔最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤〕	
		①		②	③
・	欠損金額等・災害損失金	円	・	欠損金額等・災害損失金	円
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
計			計		
支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細					
適格組織再編成等の別		合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	
対象法人の別		被合併法人等（名称：）・当該法人		支配関係発生日	
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合			
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 〔(8)-(12)又は(別表13の7)〕	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては⑤と⑥のうち少ない金額〕
		④	⑤	⑥	⑦
・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
計					
支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等）	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額
	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
・	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
計					

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の
特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）「別紙五十二」

対象法人の別	被合併法人等（名称：_____）・当該法人								
適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・				
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算								
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 (別表12⑨)	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 (別表12⑩)	各関連法人における損金算入額等の合計額 (各関連法人の⑦の合計額)	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額 (各関連法人の⑭の合計額)	特定資産譲渡等損失額 ①-②+④				
計	①	②	③	④	⑤				
・	円	円	円	円	円				
・									
・									
・									
・									
計									
関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細									
関連法人の名称			支配関係発生日		・				
合併等前二年以内適格合併等の別			合併等前二年以内適格合併等の日		・				
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人の別			他の関連法人（名称：_____）・被合併法人等・当該法人						
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額 〔関連法人対象事業年度のそれぞれの別表9「当期分の青色欠損金」〕	当該関連法人における損金算入額等 ⑥	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算		特定資産譲渡等損失相当欠損金額等 ⑪-⑬	
			譲渡等特定事由による損失の額の合計額 ⑧	譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 ⑨	特定資産譲渡等損失額 ⑧-⑨	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑥と⑩のうち少ない金額〕又は⑭	控除済金額 〔他の関連法人の⑬の合計額〕		特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額 〔③-⑫と⑪のうち少ない金額〕
計		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・	内	円	円	円	円	円	円	円	円
・	内								
・	内								
・	内								
・	内								
計									
関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算									
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額 ⑥	簿価純資産超過額等がある場合			特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額				
		特定資産譲渡等損失額 ⑩	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑮と⑯のうち少ない金額〕	⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔⑳の金額を⑰の古いものから順次振当〕	〔㉑に金額の記載がある場合にあっては0、㉒に金額の記載がある場合にあっては⑱〕				
計	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲				
・	内	円	円	円	円				
・	内								
・	内								
・	内								
・	内								
計									
関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細									
時価純資産超過額 ((27のイ)-(33のイ))-(27のロ)-(33のロ))		⑳	円	簿価純資産超過額 ((27のロ)-(33のロ))-((27のイ)-(33のイ))		㉑	円		
資 産					負 債				
名称等		時 価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等		時 価 (イ)	帳簿価額 (ロ)		
	㉒	円	円		㉓	円	円		
	㉔				㉕				
	㉖				㉗				
	㉘				㉙				
	㉚				㉛				
計	㉜			計	㉝				

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の (法第72条の2第1項第1号に掲げる事業) 特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

対象法人の別	被合併法人等(名称:)・当該法人				
適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算				
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額(別表12⑨)	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額(別表12⑩)	各関連法人における損金算入額等の合計額(各関連法人の⑦の合計額)	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額(各関連法人の⑭の合計額)	特定資産譲渡等損失額①-②+④
計	①	②	③	④	⑤

関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細

関連法人の名称			支配関係発生日	・						
合併等前二年以内適格合併等の別	適格合併・残余財産の確定		合併等前二年以内適格合併等の日	・						
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人の別	他の関連法人(名称:)・被合併法人等・当該法人									
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等⑪-⑬			
		当該関連法人における損金算入額等	譲渡等特定事由による損失の額の合計額	譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額⑧-⑨	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額(⑥と⑩のうち少ない金額)又は⑭		控除済金額(他の関連法人の⑬の合計額)	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額(③-⑫)と⑪のうち少ない金額	
計		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭

関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額等がある場合				特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額
		関連法人対象事業年度の欠損金発生額⑥	特定資産譲渡等損失額⑩	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額(⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額(⑳)の金額を⑰の古いものから順次振当	㉑に金額の記載がある場合にあつては0、㉒に金額の記載がある場合にあつては⑱
計		⑮	⑯	⑰	⑱	⑲

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

時価純資産超過額((㉗の(イ))-(㉘の(イ)))-(㉗の(ロ))-(㉘の(ロ))	⑳	円	簿価純資産超過額((㉗の(ロ))-(㉘の(ロ)))-(㉗の(イ))-(㉘の(イ))	㉑	円
資 産			負 債		
名称等	時価(イ)	帳簿価額(ロ)	名称等	時価(イ)	帳簿価額(ロ)
㉒	円	円	㉓	円	円
㉔			㉔		
㉕			㉕		
㉖			㉖		
計	㉗		計	㉘	

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業	・	・	法人
年度	・	・	名

適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	・	・			
対象法人の別	被合併法人等(名称:)・当該法人		支配関係発生日	・	・			
引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>(被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤)</small>	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算 時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合 (①の金額)	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合 <small>(支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥-⑦のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額)</small>	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 <small>(支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と⑧-⑩のうち少ない金額)</small>	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 ②、③又は④		
		①	②	③	④	⑤		
・	・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円		
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
計								
時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合 支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等 <small>(支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤)</small>	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 <small>(⑬の金額を⑥の古いものから順次振当)</small>	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 <small>(支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等)</small>	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額 別表12の⑫	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 <small>(⑭の金額を⑨の古いものから順次振当)</small>		
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
・	・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
計								
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細								
時価純資産超過額 <small>(⑳の(イ)-㉔の(イ))-㉔の(ロ)-㉔の(ロ))</small>		⑪	円	制限対象金額 ⑫-⑪	⑬	円		
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計		⑫		簿価純資産超過額 <small>(㉔の(ロ)-㉔の(ロ))-㉔の(イ)-㉔の(イ))</small>	⑭			
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細								
資		産		負				
名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)
	⑮	円		⑰	円		⑲	円
	⑯			⑱			⑳	
	⑰			㉑			㉒	
	⑰		計	㉒		計	㉓	

第六号様式別表十三の二(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)「別紙五十四」

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第六号様式別表十三の二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙五十五〕

適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・	・
対象法人の別	被合併法人等（名称：）・当該法人	支配関係発生日	・	・

引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算							
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>（被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤）</small>	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等
			（①の金額）	（②の金額）	（③の金額）	（④の金額）	②、③又は④
		①	②	③	④	⑤	
・	・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
計							

時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合			
		支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等 <small>（支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤）</small>	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 <small>（⑬の金額を⑥の古いものから順次振当）</small>	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 <small>（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等）</small>	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額 <small>別表12の⑫</small>	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 <small>（⑭の金額を⑨の古いものから順次振当）</small>
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・	・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円
・	・	欠損金額等・災害損失金			円	
・	・	欠損金額等・災害損失金			円	
・	・	欠損金額等・災害損失金			円	
・	・	欠損金額等・災害損失金			円	
・	・	欠損金額等・災害損失金			円	
・	・	欠損金額等・災害損失金			円	
・	・	欠損金額等・災害損失金			円	
・	・	欠損金額等・災害損失金			円	
・	・	欠損金額等・災害損失金			円	
・	・	欠損金額等・災害損失金			円	
計						

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額 <small>(22の(イ)-(26の(イ))-(22の(ロ)-(26の(ロ)))</small>	⑪	円	制限対象金額 <small>12-11</small>	⑬	円
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 <small>⑥の計</small>	⑫		簿価純資産超過額 <small>(22の(ロ)-(26の(ロ))-(22の(イ)-(26の(イ)))</small>	⑭	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資		産		負		債		
名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)
⑮	円	円	⑰	円	円	⑲	円	円
⑯			⑱			⑳		
⑰			㉑			㉒		
⑰			計	⑳		計	㉓	

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の
控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

適格組織再編成等の別	適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・	・
		支配関係発生日	・	・

調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算						
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	当該法人の控除未済 欠損金額等 〔当該法人の前期の別表9 の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			
			移転時価資産価額が 移転簿価資産価額以下 である場合 (①の金額)	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を 超える場合 移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額以下で ある場合 〔支配関係事業年度前の 事業年度にあつては(⑥- ⑦)、支配関係事業年度 以後の事業年度であつて は①〕	移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額を超え る場合 〔支配関係事業年度前の 事業年度にあつては0、支 配関係事業年度以後の 事業年度にあつては(①- ⑩)〕	特例計算による調整 後の当該法人分の控 除未済欠損金額等 ②、③又は④
			①	③	④	⑤
：	：	円	円	円	円	
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細						
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	支配関係前欠損金額 等 〔支配関係事業年度前の事 業年度の①〕	移転時価資産超過額が支配 関係前欠損金額等の合計 額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合		
			⑥のうち移転時価資 産超過額を構成する ものとされた部分の 金額 〔⑪の金額を⑥の古いもの から順次振当〕	支配関係事業年度以後 の事業年度の欠損金 額等のうち特定資産譲 渡等損失相当額以外 の部分から成る金額 〔別表12「⑧-⑫」〕	支配関係後欠損金額 等 〔支配関係事業年度以後の 事業年度の(①-⑧)〕	⑨のうち制限対象金 額を構成するものと された部分の金額 〔⑬の金額を⑨の古いもの から順次振当〕
			⑥	⑦	⑧	⑨
：	：	円	円	円	円	
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

制限対象金額の計算の明細			移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細		
移 転 時 価 資 産 超 過 額 (⑬の(イ)-⑭の(ロ))	⑬	円	名 称 等	時 価	帳簿価額
				(イ)	(ロ)
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)	⑭			円	円
制 限 対 象 金 額 ⑪-⑫	⑮				
	⑯				
	⑰		計		

第六号様式別表十三の三 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙五十六]

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）
 控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格組織再編成等の別	適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・	・
		支配関係発生日	・	・

調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算						
当該法人の事業年度	欠損金額等の区分	当該法人の控除未済欠損金額等 〔当該法人の前期の別表9の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 ②、③又は④
			移転時価資産価額が移転簿価資産価額以下である場合 (①の金額)	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合 移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては(⑥-⑦)、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①〕	移転時価資産超過額が移転簿価資産価額を超える場合 移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては(①-⑩)〕	
		①	②	③	④	⑤
：	：	円	円	円	円	円
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細						
当該法人の事業年度	欠損金額等の区分	支配関係前欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度の①〕	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合		
			⑥のうち移転時価資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔①の金額を⑥の古いものから順次振当〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額 〔別表12「⑧-⑫」〕	支配関係後欠損金額等 〔支配関係事業年度以後の事業年度の(①-⑧)〕	⑨のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 〔⑬の金額を⑨の古いものから順次振当〕
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
：	：	円	円	円	円	円
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

制限対象金額の計算の明細			移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細		
移転時価資産超過額 (17の(イ)-(17の(ロ)))	⑪	円	名称等	時価	帳簿価額
				(イ)	(ロ)
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)	⑫			円	円
制限対象金額 ⑪-⑫	⑬				
			計	⑭	⑮
				⑯	⑰

法人名		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		法人番号					
		事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで	

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1.基準法人所得割額の計算

摘要		所得割の課税標準	税率 ($\frac{\text{率}}{100}$)	基準法人所得割額
		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
所得割	所得金額総額 ①			
	年400万円以下の金額 ②		0.00	
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ③		0.00	
	年800万円を超える金額 ④		0.00	
	計 ②+③+④ ⑤		0.00	
	軽減税率不適用法人の金額 ⑥		0.00	

2.基準法人収入割額の計算

摘要		収入割の課税標準	税率 ($\frac{\text{率}}{100}$)	基準法人収入割額
		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額 ⑦			
	収入金額 ⑧		0.00	

第六号様式別表十四 (提出用)
(用紙日本産業規格A4・セピア色)
(第五条関係) (別紙五十八)

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

第六号様式別表十四 (提出用)

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1. 基準法人所得割額の計算

摘要	所得割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人所得割額	
				兆
① 所得金額総額				
② 年400万円以下の金額	000		00	
③ 年400万円を超え年800万円以下の金額	000		00	
④ 年800万円を超える金額	000		00	
計 ②+③+④	000		00	
⑥ 軽減税率不適用法人の金額	000		00	

2. 基準法人収入割額の計算

摘要	収入割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人収入割額	
				兆
⑦ 収入金額総額				
⑧ 収入金額	000		00	
⑨ 収入金額総額				
⑩ 収入金額	000		00	

(用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第五条関係)

「別紙五十九」

第六号様式別表十四（入力用）
（用紙日本産業規格A4・セピア色）
（第五条関係）
〔別紙六十〕

整理番号		事務所	区分	管理番号		申告区分
1			A			24
法人番号						37
申告年月日		事業年度				49
38		43		50		55
予備						69
						56

12

B

01					
02					000
03					000
04					000
05					000
06					000

09					00
10					00
11					00
12					00
13					00

12

B

07					
08					000

14					00
----	--	--	--	--	----

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		
	法人番号				37
38	申告年月日	25	44	49	
		43	事業年度		
		50		55	
		56		69	
	予備				

第六号様式別表十四 (入力用)

(用紙日本産業規格 A 4・セピア色)

(第五条関係)

〔別紙六十二〕

12 B

01					
02					0 0 0
03					0 0 0
04					0 0 0
05					0 0 0
06					0 0 0

11					0 0
12					0 0
13					0 0
14					0 0
15					0 0

12 B

07					
08					0 0 0
09					
10					0 0 0

16					0 0
----	--	--	--	--	-----

17					0 0
----	--	--	--	--	-----

受付印

令和 年 月 日

殿

法人番号 申告年月日

所在地 <small>（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）</small>	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
代表者氏名	前期末現在の 資本金等の額					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (41)の金額	⑮	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (42)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00
付加価値割額 (43)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑰						00
資本割額 (44)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱						00
収入割額 (45)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑳						00
前事業年度の特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (51)	㉑						00
特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (23)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	㉒						00
予定申告税額 (19+20+21+22+24)	㉓						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額	㉔						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (25-26)	㉕						00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額又は地方法人特別税額の明細							
摘要		課税標準		税率(100)		税額	
所得割	所得金額総額 ㉖	兆	十億	百万	千	円	
所得割	所得金額 ㉗						兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額 ㉘	兆	十億	百万	千	円	
付加価値割	付加価値額 ㉙						兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額 ㉚	兆	十億	百万	千	円	
資本割	資本金等の額 ㉛						兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額 ㉜	兆	十億	百万	千	円	
収入割	収入金額 ㉝						兆 十億 百万 千 円
合計事業税額 ㉞+㉟+㊱+㊲						㊳	
平成28年改正法附則第5条の控除額						㊴	
事業税の特定寄附金税額控除額						㊵	
仮装経理に基づく事業税額の控除額						㊶	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						㊷	
納付すべき事業税額 ㊸-㊹-㊺-㊻-㊼						㊽	
④の内訳	所得割 ㊾	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ㊿
④の内訳	資本割 ㋀						収入割 ㋁
摘要		課税標準		税率(100)		税額	
所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (46)		兆	十億	百万	千	円	00
収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (47)							00
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (46+47)						㋂	
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額						㋃	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額						㋄	
納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (48-49-50)						㋅	
道府県民税							
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (17)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00
予定申告税額 (1)× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③						00
この申告により納付すべき法人税割額 (2-3)	④						00
均等割額	⑤						月
この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)	⑥	兆	十億	百万	千	円	00
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	⑦						00
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額							
法人税割額	⑧	兆	十億	百万	千	円	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑨						
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫						
納付すべき法人税割額 (9-10-11-12-13-14)	⑬						
⑮のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑭						
差引法人税割額 (15-16)	⑯						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	⑰						
この申告の期間							
前事業年度又は前連結事業年度の期間							
備考							
関与税理士署名押印 (電話)							

事業税 (特別法人事業税又は地方法人特別税)

令和 年 月 日 受付印		整理番号		事務所		管理番号		申告区分	
		法人番号		申告年月日 年 月 日		殿			
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記) (ふりがな)		(電話)		事業種目		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)			
法人名 (ふりがな)		(ふりがな)		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
代表者 氏名印		経理責任者 氏名		前期末現在の 資本金等の額					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税の 連結事業年度分 の 特別法人事業税 の 予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (①の金額)				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (①の金額)			
所得割額 (②× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)			
付加価値割額 (③× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額			
資本割額 (④× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				この申告により納付すべき法人税割額 (②-③)			
収入割額 (⑤× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				均等割額 (算定期間中において事務所等を有していた月数)			
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (⑥)				この申告により納付すべき道府県民税額 (④+⑥)			
特別法人税 特別法人事業税額 (⑦× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
予定申告税額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)				道府県民税の特定寄附金税額控除額			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額				外国の法人税等の額の控除額			
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (⑬-⑭)				仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割	所得金額総額 (⑮)	兆 十億 百万 千 円					
所得割	所得金額 (⑯)						
付加価値割	付加価値額総額 (⑰)	兆 十億 百万 千 円					
付加価値割	付加価値額 (⑱)						
資本割	資本金等の額総額 (⑲)	兆 十億 百万 千 円					
資本割	資本金等の額 (⑳)						
収入割	収入金額総額 (㉑)	兆 十億 百万 千 円					
収入割	収入金額 (㉒)						
合計事業税額 (㉓+㉔+㉕+㉖)				外国の法人税等の額の控除額			
平成28年改正法附則第5条の控除額				仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
事業税の特定寄附金税額控除額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
仮装経理に基づく事業税額の控除額				納付すべき法人税割額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛)			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑤のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額			
納付すべき事業税額 (㉜-㉝-㉞-㉟)				差引法人税割額 (㉗-㉘)			
①の内訳	所得割 (②)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 (③)	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			
①の内訳	資本割 (④)		収入割 (⑤)	この申告の期間			
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割に係る特別法人事業税額 (⑥)		兆 十億 百万 千 円		0.0		前事業年度又は前連結事業年度の期間	
収入割に係る特別法人事業税額 (⑦)				0.0			
合計特別法人事業税額 (⑥+⑦)				備考			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額							
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額							
納付すべき特別法人事業税額 (⑧-⑨-⑩)				関与税理士署名押印 (電話)			

（事業税）

（特別法人事業税）

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日
年 月 日

殿

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額					
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名印	経理責任者 氏名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (53)の金額	⑧	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業			
所得割額 (54) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩		
資本割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			
収入割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			
所得割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭		
資本割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮		
収入割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯		
特別業 法人税			
前事業年度の特別法人事業税額 (68)の金額	⑰		
特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱		
予定申告税額 (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (18)	⑲		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳		
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉑		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒		
道府県民税			
前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (32)の金額	①	兆	十億 百万 千 円
予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②		
この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	③		
この申告により納付 すべき法人税割額 (2) - (3)	④		
均 等 割 額	⑤		月
算定期間中において 事務所等を有していた月数			
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億 百万 千 円
この申告により納付 すべき道府県民税額 (4) + (6)	⑦		
この申告の期間			
前事業年度又は前連結事業 年度の期間			
備考			

関与税理士署名押印

(電話

第六号の三様式 (その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 別紙六十四

		事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人 名											
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細										
摘 要		課 税 標 準	税率 (100)	税 額		(特別控除戻戻税額等又は個別 帰属特別控除戻戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額									
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					23	(兆 十億 百万 千 円)									
所得 割	所得金額総額	33	兆 十億 百万 千 円			法人 税 割 額									
	所得金額	34		兆 十億 百万 千 円											
付加 価値 割	付加価値額総額	35				道府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額									
	付加価値額	36		兆 十億 百万 千 円											
資本 割	資本金等の額総額	37				外国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額									
	資本金等の額	38		兆 十億 百万 千 円											
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					外国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額 又は 個別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額										
収入 割	収入金額総額	39	兆 十億 百万 千 円			仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額									
	収入金額	40		兆 十億 百万 千 円											
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 法 人 税 割 額 の 控 除 額										
所得 割	所得金額総額	41	兆 十億 百万 千 円			納 付 す べ き 法 人 税 割 額 24-25-26-27-28-29									
	所得金額	42		兆 十億 百万 千 円											
付加 価値 割	付加価値額総額	43				29 の 中 に 特 別 控 除 戻 戻 税 額 等 又 は 個 別 帰 属 特 別 控 除 戻 戻 税 額 等 に 係 る 法 人 税 割 額									
	付加価値額	44		兆 十億 百万 千 円											
資本 割	資本金等の額総額	45				差 引 法 人 税 割 額 30-31									
	資本金等の額	46		兆 十億 百万 千 円											
収入 割	収入金額総額	47													
	収入金額	48		兆 十億 百万 千 円											
合計事業税額 34+36+38+40+42+44+46+48			49												
事業税の特定寄附金税額控除額			50												
仮装経理に基づく事業税額の控除額			51												
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			52												
納付すべき事業税額 49-50-51-52			53												
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					(特別控除戻戻税額等又は個別 帰属特別控除戻戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額										
所得 割	所得金額	54	兆 十億 百万 千 円							法 人 税 割 額					
	所得金額	55		兆 十億 百万 千 円											
資本 割	付加価値割	56								道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額					
	収入割	57													
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額 又は 個別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額										
所得 割	所得金額	58	兆 十億 百万 千 円			仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額									
	所得金額	59		兆 十億 百万 千 円											
資本 割	付加価値割	60				租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 法 人 税 割 額 の 控 除 額									
	収入割	61													
摘 要		課 税 標 準	税率 (100)	税 額											
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		62	兆 十億 百万 千 円	0.0											
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		63		0.0											
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		64		0.0											
合計特別法人事業税額 (62+63+64)			65												
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			66												
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額			67												
納付すべき特別法人事業税額 65-66-67			68												

(事業税)

(特別法人事業税)

第6号の3様式（その2）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。
- 9 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額^㉔」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係)

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ) 円
本都道府県分 ③				
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

[別紙六十五]

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×10/100	⑧		控除額 ⑫×2.9/100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑳ - 第6号様式㉑	⑨	00	特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭	
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩		控除額 ⑭×20/100	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯	
			控除額 ⑯×2.9/100	⑰	
			控除対象法人税割額 第6号様式㉒ - 第6号の2様式⑳	⑱	
			税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	

(東京都の場合)

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第七号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係) [別紙六十六]

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ)	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ)
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×20/100	⑧		控除額 ⑫×5.7/100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑳又は第6号様式(その2)㉑	⑨	00	東京都に申告する 特別区分 市町村分 の計算	特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩			控除額 ⑭×40/100	⑮
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪			特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯
				控除額 ⑯×5.7/100	⑰
				控除対象法人税割額 (第6号様式㉒又は第6号様式(その2)㉓)-第6号の2様式③	⑱
				税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲
				控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳

(東京都の場合)

法人名	課税標準の分割に関する明細書(その2)								事業年度又は 連結事業年度	・	・
事務所又は事業所	事業税								道府県民税		
名称及び 所在地	分割 基準 (単位 =)	分割課税標準額								分割 基準 (単位 =人)	分割 課税 標準額 (21)
		年400万 円以下の 所得金額 (14)	年400万円を 超え年800万 円以下の所得 金額又は特別 法人の年400 万円を超える 所得金額 (15)	年800万円 を超える所得 金額又は 軽減税率不 適用法人の 所得金額 (16)	計 (14)+(15)+(16) (17)	付加 価値額 (18)	資本金 等の額 (19)	収 入 金 額 (20)	円		
	()	円	円	円	円	円	円	円		円	
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
合計											

第十号様式(その2)
(用紙日本産業規格A4)

法人名	課税標準の分割に関する明細書(その2)							事業年度又は 連結事業年度	・	・
事務所又は事業所	事業税								道府県民税	
名称及び 所在地	分割 基準 (単位 =)	分割課税標準額							分割 基準 (単位 =人)	分割 課税 標準額 (21)
		年400万 円以下の 所得金額 (14)	年400万円を 超え年800万 円以下の所得 金額又は特別 法人の年400 万円を超える 所得金額 (15)	年800万円 を超える所得 金額又は 軽減税率不 適用法人の 所得金額 (16)	計 (14)+(15)+(16) (17)	付加 価値額 (18)	資本金 等の額 (19)	収 入 金 額 (20)		
	()	円	円	円	円	円	円	円		円
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
合計										

第十号様式(その2)
(用紙日本産業規格A4)

更正請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処理 事項	発信年月日			
		殿	通信日付印	確認印		
所在地及び電話番号		〒 (電話)				
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)				
(ふりがな) 代表者氏名印						
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。						
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		. . . から . . . まで				
摘 要		更正の請求前		更正の請求後		
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円		円		
	税 額 等					
事業税	課 税 標 準 等	所 得 等				
		付 加 価 値 額				
		資 本 金 等 の 額				
		収 入 金 額				
		欠 損 金 額 等				
税 額 等						
特別法人 事業税 又は 地方法人 特別税	課 税 標 準	基準法人所得割額				
		基準法人収入割額				
		税 額 等				
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限	. . .			
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日	. . .			
		第2号の更正・決定等のあった日	. . .			
		第3号の政令で定める理由の生じた日	. . .			
法第53条の2の更正の請求の 場合		国の税務官署の更正の通知日	. . .			
法第72条の33の2の更正の 請求の場合		修正申告書の提出日	. . .			
		更正・決定の通知を受けた日	. . .			
		国の税務官署の更正・決定の通知日	. . .			
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項						
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		〒 (電話)				
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)				
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)				
関与税理士署名押印		(電話)				

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) [別紙六十九]

更正請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処理 事項	発信年月日					
	殿		通信日付印	確認印				
所在地及び電話番号		(電話)						
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)						
(ふりがな) 代表者氏名印								
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。								
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		・ ・ から ・ ・ まで						
摘 要		更正の請求前			更正の請求後			
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円			円			
	税 額 等							
事業税 (法第72条 の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業)	課 税 標 準 等	所 得 等						
		付 加 価 値 額						
		資 本 金 等 の 額						
		収 入 金 額						
		欠 損 金 額 等						
税 額 等								
特別法人 事業税 又は 地方法人 特別税	課 税 標 準	基 準 法 人 所 得 割 額						
		基 準 法 人 収 入 割 額						
		税 額 等						
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限	・ ・					
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日	・ ・					
		第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日	・ ・					
		第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日	・ ・					
法第53条の2の更正の請求の 場合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日	・ ・					
法第72条の33の更正の請求 の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日	・ ・					
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日	・ ・					
		国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日	・ ・					
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項								
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		(電話)						
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)						
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)						
関与税理士署名押印		(電話)						

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) [別紙七十]

徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	送付年月日 通信目付印	整理番号	事務所 区分	管理番号	申請区分
	年 月 日 殿	相互協議申立て年月日	年 月 日	法人番号	
所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>			相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>		
	(電話)	(ふりがな) 法人名			

地方税法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項 第55条の4第1項・第72条の39の4第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	事業年度又は連結事業年度	納期限	法人道府県民税		事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税				
			法人税割額	延滞金額	所得割額又は特別法人事業税額若しくは地方法人特別税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額	
納付すべき金額			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
担保									

第十号の五様式(第三条の四・第三条の四の三・第五条の二・第五条の四関係) 「別紙七十二」

令和 年度分 事業税申告書

知事殿	ふりがな 氏名	⑩	屋号 電話番号	
令和 年 月 日提出	住所		事務所又は 事業所の所在地	
	個人番号			

事業の種類	①収入金額	②必要経費 (③の金額を含め ないこと)	③青色事業専従者 給与額又は事業専 従者控除額	所得金額 ①-②-③
	円	円	円	円

専従者控除額の内訳	氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	従事月数	青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額	所得税法第57条第2項の書類の提出の有無
				. .	月	円	有 無
				. .	月	円	有 無
				. .	月	円	有 無
所得税における青色申告の承認の有無					有 無		

次の事項に該当する方は下の記載欄に書いてください。なお、事務所又は事業所が他の都道府県にもある方は、その所在地と各月の末日現在の従業者の数を事務所又は事業所ごとに適宜の用紙に書いて、添付してください。

- 1 事業税の非課税所得がある方
- 2 事業用資産の譲渡損失がある方
- 3 被災事業用資産の損失がある方（白色申告者のみ）
- 4 前年中に新しく事業を開始した方又は事業を廃止した方

1	非課税事業の種類	④収入金額	⑤必要経費 (⑥の金額を含め ないこと)	⑥青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額 (③×非課税事業 への従事割合)	所得金額 ④-⑤-⑥	
		円	円	円	円	
2	譲渡資産の種類	⑦譲渡価格	⑧帳簿価格	損失額 ⑧-⑦		
		円	円	円		
3	赤字のうちに含まれる被災事業用資産の損失の金額				円	
4	新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日			月	日	開始 廃止

----- (切り取らないでください) -----

令和 年度分 事業税申告書の受付書

氏名	殿	受付日付印
住所		

令和 年度分 事業税申告書

知事殿	ふりがな 氏名	④	屋号 電話番号	
令和 年 月 日提出	住所		事務所又は 事業所の所在地	
	個人番号			

事業の種類	①収入金額	②必要経費 (③の金額を含め) ないこと	③青色事業専従者 給与額又は事業専 従者控除額	所得金額 ①-②-③
	円	円	円	円

専従者 控除額 の内訳	氏名	個人番号	あなた との 続柄	生年月日	従事 月数	青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額	所得税法第 57条第2項 の書類の提出の有無
				. .	月	円	有 無
				. .	月	円	有 無
				. .	月	円	有 無
所得税における青色申告の承認の有無					有	無	

次の事項に該当する方は下の記載欄に書いてください。なお、事務所又は事業所が他の都道府県にもある方は、その所在地と各月の末日現在の従業者の数を事務所又は事業所ごとに適宜の用紙に書いて、添付してください。

- 1 事業税の非課税所得がある方
- 2 事業用資産の譲渡損失がある方
- 3 被災事業用資産の損失がある方（白色申告者のみ）
- 4 前年中に新しく事業を開始した方又は事業を廃止した方

1	非課税事業 の種類	④収入金額	⑤必要経費 (⑥の金額を含め) ないこと	⑥青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額 (③×非課税事業 への従事割合)	所得金額 ④-⑤-⑥	
		円	円	円	円	
2	譲渡資産の種類	⑦譲渡価格		⑧帳簿価格	損失額 ⑧-⑦	
		円		円	円	
3	赤字のうちに含まれる被災事業用資産の損失の金額				円	
4	新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日			月	日	開始 廃止

----- (切り取らないでください) -----

令和 年度分 事業税申告書の受付書

氏名		受付日付印
住所		

徴収猶予の申請書

第十四号の三様式（第六条の九関係）

〔別紙七十六〕

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	年 月 日 殿	相互協議申立て年月日	年 月 日	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>
主たる事務所 又は 事業所所在地	(電話)		(ふりがな) 氏名	

送付年月日 通信日付印	確認印
----------------	-----

地方税法第72条の57の2第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	年度	納期限	事業税額	延滞金額
納付すべき金額			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

第14号の3様式記載要領

- 1 この申請書は法第72条の57の2第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。

第16号の43様式記載要領〔別紙七十七〕

- 1 この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 4 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～11又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている自動車については、「R2年度燃費基準+40%達成」は「H22年度燃費基準+110%達成」に、「R2年度燃費基準+30%達成」は「H22年度燃費基準+95%達成」に、「R2年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+80%達成」に、「R2年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+65%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に、「H27年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

- 【乗用車】
- | | | |
|---|--|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成ガソリン車（非課税） | 02. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成ガソリン車（非課税） | 03. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） |
| 04. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税）（R2.9.30まで） | 05. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R2.9.30まで） | |
| 06. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R2.9.30まで） | 07. 01～06に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 08. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R2.10.1以降） | 09. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R2.10.1以降） | |
| 10. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：3/100、営業用：1/100）（R2.10.1以降） | 11. 01～03及び08～10に該当しないガソリン車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
| 12. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成LPG車（非課税） | 13. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成LPG車（非課税） | 14. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成LPG車（非課税） |
| 15. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成LPG車（非課税）（R2.9.30まで） | 16. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R2.9.30まで） | |
| 17. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R2.9.30まで） | 18. 12～17に該当しないLPG車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 19. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R2.10.1以降） | 20. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R2.10.1以降） | |
| 21. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：3/100、営業用：1/100）（R2.10.1以降） | 22. 12～14及び19～21に該当しないLPG車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
- 【2.5t以下バス・トラック】
- | | | |
|--|--|--|
| 23. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（非課税） | 24. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） | 25. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 26. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 27. 23～26に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |
- 【2.5t超3.5t以下バス・トラック】
- | | | |
|---|--|--|
| 28. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 29. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税） | 30. ★★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 31. ★★★★★かつH27年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 32. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 33. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 34. ★★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 35. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | |
| 36. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） | 37. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 38. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 40. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 39. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 42. 28～41に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |
| 41. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | | |
- 【3.5t超バス・トラック】
- | | |
|--|---|
| 43. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 44. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） |
| 45. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 46. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 47. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） |
| 48. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | 49. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） |
| 50. 43～49に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

- 【その他の自動車】
- | | |
|---|-------------------------|
| 51. 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）（非課税） | 52. プラグインハイブリッド自動車（非課税） |
| 53. クリーンディーゼル乗用車（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合）（非課税） | |
| 54. 01～53に該当しない乗用車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 55. 01～53に該当しない乗用車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
| 56. 01～55に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |
- 上記14の01～50、53～55のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B1」以外のものを「B2」という。

（い）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。 （ろ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

（は）運転室の前方に原動機を有するものであること。

- 16 「パリアフリー・ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
- | | | | |
|---|---------------------------------|--|------------------------------|
| 01. ノンステップバス <1,000万円控除> | 02. リフト付きバス（乗車定員30人以下）<650万円控除> | 03. リフト付きバス（乗車定員30人未満）<200万円控除> | 04. ユニバーサルデザインタクシー <100万円控除> |
| 05. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | | 06. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | |
| 07. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | | 08. ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | |

09. A S V (車両安定性制御装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <350万円控除(R1. 10. 31まで)>
11. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (20t超22t以下トラック) <175万円控除(R2. 10. 31まで)>
13. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
15. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
17. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
19. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
20. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
21. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
23. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
24. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
25. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8 t超20t以下トラック) <350万円控除>
26. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
27. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
10. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
12. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
14. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (12t超バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
16. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
18. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
22. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
- 17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、令和元年度に新車新規登録された自動車については、4 から 6 までのうち該当する番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

第16号の43様式記載要領〔別紙七十八〕

- この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～07又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている自動車については、「R2年度燃費基準+40%達成」は「H22年度燃費基準+110%達成」に、「R2年度燃費基準+30%達成」は「H22年度燃費基準+95%達成」に、「R2年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+80%達成」に、「R2年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+65%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に、「H27年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

- 【乗用車】
- | | | |
|---|--|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成ガソリン車（非課税） | 02. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成ガソリン車（非課税） | 03. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） |
| 04. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税）（R3.3.31まで） | 05. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R3.3.31まで） | |
| 06. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R3.3.31まで） | 07. 01～06に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.3.31まで） | |
-
- | | | |
|--|---|------------------------------------|
| 12. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成LPG車（非課税） | 13. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成LPG車（非課税） | 14. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成LPG車（非課税） |
| 15. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成LPG車（非課税）（R3.3.31まで） | 16. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R3.3.31まで） | |
| 17. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R3.3.31まで） | 18. 12～17に該当しないLPG車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.3.31まで） | |

【2.5t以下バス・トラック】

- | | | |
|--|--|--|
| 23. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（非課税） | 24. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） | 25. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 26. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 27. 23～26に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【2.5t超3.5t以下バス・トラック】

- | | | |
|---|--|--|
| 28. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 29. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税） | 30. ★★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 31. ★★★★★かつH27年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 32. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 33. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 34. ★★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 35. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | |
| 36. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） | 37. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 38. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | | |
| 39. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 40. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 41. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 42. 28～41に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【3.5t超バス・トラック】

- | | |
|--|---|
| 43. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 44. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） |
| 45. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 46. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 47. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） |
| 48. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | 49. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） |
| 50. 43～49に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【その他の自動車】

- | | |
|---|-------------------------|
| 51. 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）（非課税） | 52. プラグインハイブリッド自動車（非課税） |
| 53. クリーンディーゼル乗用車（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合）（非課税） | |
| 54. 01～07、12～18、23～53に該当しない乗用車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.3.31まで） | |
-
- | | |
|--|--|
| 56. 01～07、12～18、23～54に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |
|--|--|
- 15 上記14の01～07、12～18、23～50、53～54のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B1」以外のものを「B2」という。

- (い) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。 (ろ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- (は) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

- 16 「パリアフリー・ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
- | | | | |
|---|---------------------------------|--|------------------------------|
| 01. ノンステップバス <1,000万円控除> | 02. リフト付きバス（乗車定員30人以上）<650万円控除> | 03. リフト付きバス（乗車定員30人未満）<200万円控除> | 04. ユニバーサルデザインタクシー <100万円控除> |
| 05. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | | 06. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | |
| 07. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | | 08. ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | |

09. A S V (車両安定性制御装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <350万円控除(R1. 10. 31まで)>
 11. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (20t超22t以下トラック) <175万円控除(R2. 10. 31まで)>
 13. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
 15. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 17. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 19. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
 20. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 21. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 23. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 24. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
 25. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8 t超20t以下トラック) <350万円控除>
 26. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 27. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
 10. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
 12. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
 14. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (12t超バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
 16. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 18. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 22. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
- 17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、令和元年度に新車新規登録された自動車については、4 から 6 までのうち該当する番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

給与支払報告書（総括表）

第十七号様式（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）「別紙七十九」

種 別	整理番号	
※	※	※

令和 年 月 日提出

給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで	
給与支払者の個人番号又は法人番号		
フリガナ		
給与支払者の氏名又は名称		提出区分
		年間分 退職者分
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		事業種目
フリガナ		受給者員 総 人 員
同上の所在地		報告人員
		報告人員のうち退職者 人員
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所 属 署 名
		税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 課 係 (電話)	給与の支払方法及びその期日
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	(名称)	(所在地)

第17号様式記載要領

- この給与支払報告書（以下「支払報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に提出してください。
 - 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - 給与の支払を受けている者のうち給与の支払をうけなくなったもの（以下「退職者」という。）退職した年の翌年の1月31日まで
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員」欄には、「提出区分が「退職者分」の場合は「報告人員のうち退職者人員」とする。）に給与を支払った期間を記載してください。
- 「提出区分」欄には、次により記載してください。
 - 1月1日現在において給与の支払を受けている者について、1月1日から同月31日までに支払報告書を提出する場合（あわせて前年の退職者について支払報告書を提出する場合を含む。）には、「年間分」を○で囲んでください。
 - 退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を○で囲んでください。なお、提出区分が「退職者分」の場合は、太線部分のみ記載して提出することもできます。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「報告人員」欄には、提出先に市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員（退職者人員を含む。）を述べ人数で記載してください。
- 「報告人員のうち退職者人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する退職者の人員を述べ人数で記載してください。
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
- 「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」欄には、給与の支払をする事務所又は事業所の所在する市町村以外の市町村に特別徴収税額を払い込む場合において、その払込みを希望する金融機関の所在地及び名称を記載してください。なお、市町村の都合によっては、これと異なる金融機関を指定することがあります。
- ※の欄は記載しないでください。

給与支払報告書（総括表）

第十七号様式（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）「別紙八十」

		指 定 番 号			
令和 年 月 日提出					
給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで				
給与支払者の 個人番号又は法人番号					
フリガナ					
給与支払者の 氏名又は名称			事業種目		
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業の名称			受給者員	人	
フリガナ			報 告 人 員	特別徴収対象者	人
同上の所在地	〒			普通徴収対象者 (退職者)	人
				普通徴収対象者 (退職者を除く)	人
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名			報告人員の合計	人	
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	課 係		所 務 署 轄 名	税務署	
	氏名 (電話)		給与の支払方法 及びその期日		
関与税理士等の氏名 及び電話番号	氏名 (電話)		納入書の送付	必要・不要	

第17号様式記載要領

- この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を提出してください。
 - (イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - (ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるもの的人员を記載してください。
- 「普通徴収対象者（退職者）」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるものうち退職者の人員を記載してください。
- 「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるものうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第二十号の様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六関係) [別紙八十二]

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
	①			
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

	従業者の数 (単位 = 人) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ)
本市町村分 ③		円
合計 ④		

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額	②又は③の(ロ)	⑤	円
控除額	⑤×17.1/100	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤ - 第20号の2様式①又は第20号様式⑥ - 第20号の2様式②		⑦	
税額控除上限額	⑦×20/100	⑧	
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
------------------	---	---	-----

第二十号の五様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六関係) [別紙八十二]

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

	従業者の数 (単位 = 人)	(イ)	按分後の 特定寄附金の額	(ロ)
本市町村分	③			円
合計	④			

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額	②又は③の(ロ)	⑤	円
控除額	$⑤ \times 34.3 / 100$	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤ - 第20号の2様式①又は第20号様式⑥ - 第20号の2様式②		⑦	
税額控除上限額	$⑦ \times 20 / 100$	⑧	
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日	年 月 日	法人番号
	年 月 日 相互協議申立て年月日	年 月 日	法人番号
所在地 <small>(本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)</small>	(電話) _____)		相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>
		(ふりがな)	法人名

地方税法 第321条の11の2第1項 第321条の11の3第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
上記のうち猶予を受けようとする金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
担保				

徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日 年 月 日	相互協議申立て年月日	年 月 日	法人番号
	所在地 <small>(本県が支店等 の場合には本店 所在地と併記)</small>	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>		(ふりがな) 法人名

地方税法 第321条の11の2第1項 第321条の11の3第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
 - 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
 - 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
 - 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
 - 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
 - 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
 - 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
 - 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
 - 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
 - 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
 - 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
 - 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
 - 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
 - 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。
なお、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている軽自動車については、「R2年度燃費基準+40%達成」は「H22年度燃費基準+110%達成」に、「R2年度燃費基準+30%達成」は「H22年度燃費基準+95%達成」に、「R2年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+80%達成」に、「R2年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+65%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に、「H27年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。
- 【乗用車】**
- | | |
|---|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成ガソリン車(非課税) | 02. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成ガソリン車(非課税) |
| 03. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) | 04. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車(非課税) |
| 05. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:非課税、営業用:0.5/100)(R2.9.30まで) | |
| 06. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:1/100)(R2.9.30まで) | |
| 07. 01~06に該当しないもの(自家用:1/100、営業用:2/100)(R2.9.30まで) | |
| 08. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)(R2.10.1以降) | |
| 09. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)(R2.10.1以降) | |
| 10. 01~04、08及び09に該当しないもの(2/100)(R2.10.1以降) | |
- 【2.5t以下トラック】**
- | | |
|--|--|
| 11. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車(非課税) | 12. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) |
| 13. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 14. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100) |
| 15. 11~14に該当しないもの(2/100) | |
- 【その他の軽自動車】**
16. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減)(非課税)
 17. 01~16に該当しないもの(2/100)
- 15 上記14の01~15のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(い)最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
(ろ)乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(は)運転室の前方に原動機を有するものであること。

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

なお、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている軽自動車については、「R2年度燃費基準+40%達成」は「H22年度燃費基準+110%達成」に、「R2年度燃費基準+30%達成」は「H22年度燃費基準+95%達成」に、「R2年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+80%達成」に、「R2年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+65%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に、「H27年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成ガソリン車(非課税) | 02. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成ガソリン車(非課税) |
| 03. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) | 04. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車(非課税) |
| 05. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:非課税、営業用:0.5/100)(R3.3.31まで) | |
| 06. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:1/100)(R3.3.31まで) | |
| 07. 01~06に該当しないもの(自家用:1/100、営業用:2/100)(R3.3.31まで) | |

【2.5t以下トラック】

- | | |
|--|--|
| 11. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車(非課税) | 12. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) |
| 13. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 14. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100) |
| 15. 11~14に該当しないもの(2/100) | |

【その他の軽自動車】

16. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減)(非課税)
17. 01~07、11~16に該当しないもの(2/100)
- 15 上記14の01~07、11~15のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(い) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
(ろ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(は) 運転室の前方に原動機を有するものであること。